

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 将来の県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生（以下「大学生等」という。）並びに既卒者の県内定着及びU I J ターン就職を促進するため、大学等を卒業又は修了した大学生等及び既卒者が登録企業に就職した場合に、愛媛県と登録企業が出捐した基金により奨学金の返還額の一部を助成することとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種及び第二種奨学金をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学及び大学院の修士課程（これに相当するものを含む。）をいう。
- (3) 大学生等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学及び大学院の修士課程（これに相当するものを含む。）に在学中の者をいう。
- (4) 既卒者 助成対象者としての認定申請日時時点で県外に居住し、かつ、認定申請日以降に県内へ移住し、大学等を卒業・修了してから 3 年以内の間に登録企業へ就職することを予定している者をいう。
- (5) 助成対象者 奨学金の貸与を受け、知事から奨学金返還支援の対象者として認定を受けた大学生等及び既卒者をいう。
- (6) 登録企業 奨学金の返還支援のため、愛媛県が創設した基金に出捐する県内企業等で、知事から認定を受けた企業をいう。
- (7) 正社員 以下のいずれにも該当する労働者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - イ 労働者派遣法第 2 条第 2 号に定める「派遣労働者」として雇用されている者でないこと。
 - ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。
 - エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 前条第5号に規定する助成対象者の認定を受けていること。
- (2) 大学等を卒業又は修了した者その他大学等を卒業又は修了した者と同等の学歴を有すると知事が認める者であって採用した登録企業が奨学金の返還支援に対する出捐を行うことが適当と認める者であること。
- (3) 登録企業への就職状況等について、知事が別に定める期日までに適正に報告を行っていること。
- (4) 卒業又は修了年度の翌年度に登録企業に正社員として採用された大学生等又は、大学等を卒業・修了してから3年以内の間に登録企業に正社員として採用された既卒者で、助成金の交付申請を行う年度（以下「交付申請年度」という。）の9月末まで当該登録企業に1年以上継続して勤務していること。
- (5) 交付申請年度の9月末までの直近1年間分の奨学金の返還実績を有していること。
- (6) 他の自治体等による奨学金の返還支援に関する助成制度（えひめ人口減少対策総合交付金を財源とする助成制度を除く。）を利用していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付対象とならない。

- (1) 県内に主たる事業所を有していない登録企業に採用された者で、交付申請年度の9月末までの直近1年間に県外の事業所等で勤務している者。ただし、当該期間に県内の事業所等で勤務した実績を有する者にあつては、県内の事業所等で勤務した期間に限り、助成金の交付対象となるものとする。
- (2) 交付申請年度の9月末までの直近1年間の奨学金返還を猶予されている者。ただし、当該期間に奨学金の返還実績を有する者にあつては、奨学金の返還実績を有する期間に限り、助成金の交付対象となるものとする。

（助成期間）

第4条 助成期間は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 大学生等 登録企業に就職した日の属する年度の翌年度から7年間
- (2) 既卒者 登録企業に就職後、第6条に基づく助成金の交付申請を行う初年度（以下「初年度」という。）から7年間（ただし、初年度に前条第2項の各号に該当したために助成金の交付申請を行えなかった場合も初年度とみなし、初年度から7年間とする。）

（助成金の上限額）

第5条 各会計年度における助成金の上限額は、交付申請年度の9月末までの直近1年間の奨学金返還額の3分の2に相当する額又は16万8千円のいずれか低い額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する奨学金返還額には、奨学金の返還に係る利息相当額及び繰上返還を行った場合における繰上返還相当額を含み、返還が遅れた場合における延滞金相当額は含まないものとする。

(交付申請の手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、各交付申請年度において知事が定める期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 愛媛県奨学金返還支援制度助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 機構が発行した奨学金返還額証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認める場合は、助成金の額の確定及び交付決定を行い、申請者に通知するものとする。ただし、申請内容が適当と認められない場合は、その旨を通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、原則として前条の規定により確定した助成金の額(以下「助成金確定額」という。)を機構に支払うものとする。ただし、助成金確定額が奨学金残額を上回る場合は、その差額を前条に規定する助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に支払うものとする。

2 助成金の申請及び交付は、会計年度ごとに行うものとする。

(是正のための報告等)

第9条 知事は、第6条に規定する申請書を受理した場合のほか、助成事業の遂行に関し必要と認めるときは、助成対象者に対し、必要な報告等を求めることができる。

2 知事は、前項の報告等により、是正を要する事項があると認めるときは、助成対象者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(助成金の交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その旨を通知し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 登録企業からの出捐が得られないとき
- (2) 知事に提出する書類の記載事項に虚偽があるとき
- (3) 前条の規定による報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わないとき
- (4) その他知事が不適当と認めるとき

(遅延損害金)

第11条 交付決定者は、前条の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パ

ーセントの割合で計算した遅延損害金を県に納付しなければならない。

(紛争)

第 12 条 県は、交付決定が取り消されたこと等により、登録企業と交付決定者の間で紛争が発生した場合、一切これに関与しないものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

年 月 日

愛媛県知事

様

住所

氏名

愛媛県奨学金返還支援制度助成金交付申請書兼請求書

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付を申請します。なお、助成金の受領について、同要綱第8条に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に委任します。ただし、助成金の額が奨学金返還残額を上回る場合は、その差額を直接請求します。

記

1 助成対象者

ふりがな			
氏 名			
住 所			
生年月日	年	月	日生
電話番号			
メールアドレス			
認定番号	愛奨	-	

2 就業状況（各年度9月末時点）

企 業 名		所 属	
所 在 地			

3 奨学金返還額及び交付申請額

(1) 奨学金返還額（交付申請年度の9月末までの直近1年間分）

_____円

(2) (1)の3分の2の額（円未満切り捨て）

_____円

(3) 交付申請額（(2) か168,000円のいずれか低い額）

_____円

4 添付書類

日本学生支援機構が発行した奨学金返還額証明